

研究者の不正行為防止対策に関する基本方針

(平成27年9月7日)

最高管理責任者（学長）決定

姫路獨協大学は、研究活動上の不正行為が科学技術の発展を大きく阻害することを自覚し、「姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程」第3条第2項に基づき研究活動上の不正について、不正行為防止対策の基本方針を以下のとおり定め公表いたします。

1. 責任体制の明確化

本学の研究活動上の不正防止等に関する諸問題に適切に対応するため責任体系を明確化し、学内外に公表します。

2. 法令等の遵守

最新の法令、及び文部科学省が定める研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン等の周知に努め、これらの理解不足による研究活動に係る不正行為等の防止を図ります。

3. 研究倫理教育の実施

本学の研究活動が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に研究が遂行されるよう研究倫理教育を定期的の実施します。

4. 規程等の整備、及び公表

研究者の不正行為防止に係る規程等を法令に沿って随時、見直し学内外に公表します。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

研究活動に係る不正防止について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、研究活動に係る不正への取組に関する本方針等を学内外に公表します。

以上